

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年4月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200735号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300010号

第1 結論

請求者のA社における別表の請求期間①から⑤まで(以下「請求期間」という。)について、別表の第1欄に掲げる賞与支給日に係る標準賞与額を、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間の別表の第1欄に掲げる賞与支給日における標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第2欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月
② 平成16年6月
③ 平成17年6月
④ 平成18年3月
⑤ 平成18年6月

私は、A社に勤務していた期間のうち、ねんきん定期便により請求期間に係る賞与の記録がないことに気が付いた。賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる給与支給明細書の写し(以下「賞与明細書」という。)を提出するので、調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳の写し(以下「賃金台帳」という。)及び請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、事業主から、別表の第1欄に掲げる賞与支給日において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与が支給され、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、別表の第1欄に掲げる賞与支給日に係る標準賞与額については、上記賃金台帳

及び賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、同表の第2欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

また、請求期間の賞与支給日については、預金通帳に記載された請求期間に係る賞与振込日及び貸金台帳に記載された請求期間に係る賞与支給月日から、それぞれ別表の第1欄に掲げる日とする。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる賞与支給日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

請求期間	第1欄	第2欄
	賞与支給日	厚生年金特例法 訂正後の標準賞与額
① 平成15年6月	平成15年6月30日	150万円
② 平成16年6月	平成16年6月21日	150万円
③ 平成17年6月	平成17年6月28日	150万円
④ 平成18年3月	平成18年3月31日	50万円
⑤ 平成18年6月	平成18年6月29日	150万円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200667号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300009号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年1月1日から昭和61年2月7日まで

A社に勤務した請求期間の標準報酬月額が、実際の給与額より低い額で記録されている。給
与額が確認できる資料はないが、会社の届出が間違っているので、調査の上、請求期間の年金
記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社が請求者の請求期間における厚生年金保険被保険者の報酬月額を誤って届け
出たため、当該期間の標準報酬月額が同社から支払われた給与額より低い額で記録されている
旨主張している。

しかしながら、B社は、保存期間(5年)を経過していることから、請求期間当時の資料を
保有していないとし、請求者の請求どおりの届出並びに厚生年金保険料の控除及び納付を行っ
たか否かについて不明である旨回答している。

また、C市及びD健康保険組合に照会したところ、C市は、昭和37年度から昭和62年度ま
での課税資料(課税証明書)については、交付可能な年限を経過しているため回答できないと
しており、D健康保険組合は、保存期間経過により、請求者が同組合の被保険者として加入し
ていたか否かについては不明である旨回答している上、請求者もA社の請求期間に係る給与明
細書等の資料を保有していないことから、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険
料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者の請求期間
に係る標準報酬月額が遡って訂正された等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及
び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、

請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。